

大阪府監査規程

昭和49年5月1日
大阪府監査委員規程第2号
最終改正 令和2年4月1日
大阪府監査委員規程第5号

大阪府監査規程(昭和41年大阪府監査委員規程第1号)の全部を改正する。

(総則)

第1条 大阪府監査委員(以下「委員」という。)の監査に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(代表監査委員)

第2条 代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任された委員のうち1人を委員の協議により選任する。

2 委員は、前項の規定により、代表監査委員を選任したときは、これを知事に通知する。

(代表監査委員の職務代理)

第3条 代表監査委員は、あらかじめ、その職務を代理する委員を指定しなければならない。

(委員の協議)

第4条 委員相互の連絡調整を図るため、必要のつど委員の協議を行う。

2 代表監査委員は、書記をして協議録を作成させるものとする。

3 協議録は、次回の協議において委員の承認を得て確定する。

(事務局長等の専決)

第5条 監査委員及び代表監査委員の権限に属する事務のうち、別に定める事項については、事務局長、次長及び課長が専決することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和49年5月1日から施行する。

(随時監査規程の廃止)

2 随時監査規程(昭和42年規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成3年6月12日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規程第3号）

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月12日規程第2号）

この規程は、平成15年度に実施する監査から施行する。

附 則（平成21年5月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。